

[別紙第4号書式]

発行済株式などの取得による 外国人投資内容変更		<input type="checkbox"/> 申告書 <input type="checkbox"/> 許可申請書	処理期間 申告：即時、許可：15日
①株式取得申告(許可)日	年 月 日		
②外国投資家の商号または名称	(電話： )		
③株式などの発行企業			
変更 内容	④既に申告(許可)された内容		⑤変更した後の内容
<p>外国人投資促進法第6条第1項及び第3項の規定により、上記のとおり申告(申請)します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申告者または申請者 (署名または印) (または代理人) (電話： )</p> <p>受託機関の長(または産業資源部長官) 殿</p>			
<p>申告(申請)者 殿 申告(許可)番号：</p> <p><input type="checkbox"/> 上記のとおり、届出済みであることを確認します。 <input type="checkbox"/> 上記の申告を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">受託機関の長(または産業資源部長官) (印)</p> <p>※留意事項：この申告済証(許可証)は、外国人投資資金の到着を確認することではなく、他の法令によって許認可または申告などが必要な場合、当該法令の規定を満たさなければならない。</p>			
※ 具備書類			手数料
<p>1. 外国人投資促進法施行令第2条第2項第2号各目の1に該当する契約書の写し1部 (令第2条第2項第2号に該当する場合に限り)</p> <p>2. 譲受人が2人以上の場合には、譲受人が特殊関係であることを確認できる書類の写し1部 (譲受人が変更された場合に限り)</p> <p>3. 株式などを取得しようとする外国人の国籍を証明する書類(外国人の国籍が変更された場合に限り)</p>			無し

210mm×297mm(一般用紙 60g/m<sup>2</sup>(リサイクル))